

特定募集情報等提供事業の 変更・廃止届出書の提出をお願いします

届出内容が変更になっている事業者の場合

「特定募集情報等提供事業届出書」の届出後、以下の4項目のいずれかが届出時と変更になっている場合は、遅滞なく、「特定募集情報等提供事業変更届出書」のご提出をお願いします。

- ① 名称 ② 所在地（電話番号を含む） ③ 代表者名
- ④ 職業紹介事業等の許可番号もしくは届出受理番号

(※) サービス名称、サービスURLの変更または新規サービスの追加は、「人材サービス総合サイト」にて、IDとパスワードをご入力の上、更新手続きをお願いいたします。

(※) 「メールアドレス」の変更は、以下の電話番号まで変更する旨のご連絡をお願いします。

事業を終了した事業者の場合

既に特定募集情報等提供事業を行っていない事業者様は、速やかに「特定募集情報等提供事業廃止届出書」のご提出をお願いします。

(※) 廃止してから10日以内に提出をお願いします。併せて、インターネット上で事業を行っている場合は、該当ページについて速やかに削除をお願いします。

(※) 特定募集情報等提供事業を行っていない場合でも、廃止届をご提出いただかなければ、毎年6月1日における事業の実施状況について、8月31日までに「特定募集情報等提供事業概況報告書」の提出をお願いします。

届出書の提出にはオンラインサービス「e-Gov」をご利用ください

「e-Gov(イーガブ)」とは行政機関への申請・手続きなどがオンラインでできるサービスです。

電子申請の方法は、e-Gov電子申請サイトトップページより、以下の方法にて検索いただいた各届出書手続きページ内に、分かりやすくご案内しています。

トップページ上部タブ「手続検索」→「手続分野分類から探す」→「雇用・労働」(大分類)→「雇用」(中分類)→「特定募集情報等提供事業」(小分類)

e-Govトップページ

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>



相談窓口

特定募集情報等提供事業の届出書や報告書についてご不明な点やご質問は、以下の相談窓口までお問い合わせください。

厚生労働省職業安定局需給調整事業課労働市場基盤整備室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL:03-5253-1111(内線:5222)